

第一審で文言侵害・均等侵害がいずれも 否定されたのに対し控訴審で文言侵害が認められた事例 (金融商品取引管理システム事件)

知財高裁平成29年12月21日判決(平成29年(ネ)第10027号特許権侵害差止請求控訴事件)

知的財産事例研究会
弁護士・弁理士 辻村 和彦

第1 事案の概要

- 1 本件は、特許第5525082号の特許権（本件特許権1）、特許第5650776号の特許権（本件特許権2）及び特許第5826909号の特許権（本件特許権3）を有する原告が、①被告の提供する被告サービス1は本件発明1の技術的範囲に属する、②被告の提供する被告サービス2に使用されているサーバは本件発明2及び3の各技術的範囲に属するとして、被告に対し、被告サービス1の差止め及び被告サービス2に使用されているサーバの使用の差止めを求めた事案である。
- 2 原審の東京地判29年2月10日（裁判所ホームページ）は、原告の請求を全て棄却したが、本判決は被告サービス1の差止めの限度で原告の請求を認容した。
- 3 本件の争点は多岐にわたるが、中でも、本件発明1について、原審では文言侵害・均等侵害のいずれもが否定されたのに対して、本判決では文言侵害が肯定されている点が注目される。そこで、本稿では本件発明1の技術的範囲論に絞って検討を行うものとする。

第2 本件発明1の内容

1 本件発明1の課題

本件発明1は、外国為替等の金融商品の取引を管理及び支援する技術に関するものである。同分野の従来技術としては、金融商品の指値注文(予め顧客から売買値段の指定を受ける注文形態)をコンピュータシステムを用いて管理支援する技術が知られているが(【0001】ないし【0003】)、同従来技術には以下のような問題があるとされる。

- ① 金融商品の価格は常に不規則に変動し、正確に予測できないため、指値注文の場合、当該金融商品の価格が予め指定した金額まで下降(又は上昇)する直前で上昇(又は下降)したり、

あるいは、予め指定した金額よりも下降（又は上昇）したりすることがあり、この場合に顧客が実質的な不利益を被る恐れがある。従来技術ではかかる不利益の恐れを回避できない（【0004】）。

- ② 指値注文において注文件数の極端な増大や注文キャンセルの頻発が起こった場合、金融商品の取扱業者も業務の煩雑化や事実上の損害の発生を被る恐れがある。特に取扱対象の金融商品が外国為替の場合、顧客と銀行とを仲介する取扱業者が銀行に事実上の損害を与えてしまい、銀行からの信用を失う恐れがある。従来技術ではかかるリスクも回避できない（【0005】）。

本件発明1は、上記の問題に鑑みてなされたものであり、金融商品の指値注文における金融商品の取扱業者及び顧客の不利益を回避し、システムを利用する顧客が煩雑な注文手続を行うことなく指値注文による取引を効率的かつ円滑に行うことができる金融商品取引管理方法を提供することを課題としている（【0006】）。

2 本件発明1の概要

(1) 本件発明1の構成要件分説

本件発明1を構成要件に分説すると、下表のとおりである（なお、構成要件1B及び1Fの丸囲みの番号は筆者にて付した。）。

【本件発明1の構成要件分説】

1A	相場価格が変動する金融商品の売買取引を管理する金融商品取引管理システムにおける金融商品取引管理方法であって、
1B	① 売買を希望する前記金融商品の種類を選択するための情報と、
	② 前記金融商品の売買注文における、注文価格ごとの注文金額を示す情報と、
	③ 前記金融商品の販売注文価格又は購入注文価格としての一の注文価格を示す情報と、
	④ 一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で販売した後に他の価格で購入した場合の利幅又は一の前記注文価格の前記金融商品を前記一の注文価格で購入した後に他の注文価格で販売した場合の利幅を示す情報と、
	⑤ 前記注文が複数存在する場合における該注文同士の値幅を示す情報と、
	のそれぞれを、前記金融商品の売買注文を行うための売買注文申込情報として受信して受け付ける注文入力受付手順と、
1C	該注文入力受付手順によって受け付けられた前記売買注文申込情報に基づいて、選択された前記種類の前記金融商品の注文情報を生成する注文情報生成手順と、
1D	前記金融商品の前記相場価格の情報を取得する価格情報受信手順と、
1E	前記売買注文申込情報における前記注文価格と前記利幅とに基づいて、前記他の注文価格を算出するための第二注文価格算出手順とを有し、
1F	① 前記注文情報生成手順においては、前記売買注文申込情報に基づいて、前記注文情報として、同一種類の前記金融商品について、前記一の注文価格を一の最高価格として設定し、該一の最高価格より安値側に、それぞれの値幅が前記売買注文申込情報に含まれる前記値幅となるようにそれぞれの前記注文価格を設定し、設定されたそれぞれの前記注文価格としての第一注文価格について買いもしくは売りの指値注文を行う第一注文情報、